

ケアハウス 館林レジーナ 重要事項説明書

1、事業主体の概要

設置主体名	社会福祉法人 宝寿会
法人所在地	群馬県館林市岡野町335-1
代表者氏名	理事長 柴崎 貴之
電話番号	0276-71-1682

2、ご利用施設

施設の名称	ケアハウス 館林レジーナ
施設の所在地	群馬県館林市岡野町335-1
施設長名	栗原 幹也
電話番号	0276-71-1203
FAX 番号	0276-71-0811
Eメール	houjyukai@piano.ocn.ne.jp
開設年月日	平成11年12月15日

3、施設の概要

構造	鉄筋コンクリート2階建
延床面積	1756.91㎡
居室	洋室：9室 和室：21室 いずれも24㎡ 各室トイレ、洗面台、キッチン、冷暖房設備、ナースコール付き
定員	30名
共用設備	食堂、浴室、洗濯室、談話室、等
併設施設 及び事業所	指定介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム ヴィレージュ 短期入所生活介護事業所 ショートステイ 訪問介護事業所 ホームヘルプサービス ヴィレージュ 居宅介護支援事業所 ヴィレージュ

4、事業の目的と運営の方針

事業の目的	在宅において生活することが困難な高齢者の方に入居していただき、日常生活上必要な支援を行うことによって、その方が安心して明るい生活を送っていただけることを目的とします。
運営の方針	サービスの提供にあたっては、利用者の方の意思や人格を尊重し、常にその方の立場に立って支援してまいります。また、地域や家庭との結びつきを大切に、心豊かに生活できる環境づくりを目指します。

5、職員の配置状況

職 種	配 置	勤務時間	備 考
施設長	1		併設施設と兼務
生活相談員	2	8時00分～17時00分	
介護職員	2	9時00分～18時00分	
事務員	1以上		併設施設と兼務
管理栄養士	1		併設施設と兼務
調理員	1以上		業務委託
宿直員	1/日	17時00分～8時30分	併設施設と兼務

*夜間の対応は宿直員となります。また、夜間において各居室への巡回訪問はありません。

緊急時は居室に設置されているナースコールにてお呼び出しいただいた場合に、必要な措置を取らせていただきます。

6、施設サービスの概要

種 類	内 容
食 事	<ul style="list-style-type: none"> ・栄養士による献立により、栄養バランスと利用者の身体状況に配慮した食事を提供します。 <p>【食事時間】</p> <ul style="list-style-type: none"> 朝食 8時00分～8時30分 昼食 12時00分～12時30分 夕食 17時30分～18時00分
入 浴	<ul style="list-style-type: none"> ・週4回、入浴日を設けます。 <p>【入浴時間】 13時00分～16時00分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浴室は1室のため、その都度スタッフが調整します。
相談及び援助	<ul style="list-style-type: none"> ・当施設は、利用者及び家族からの各種相談に誠意をもって応じ、可能な限り、必要な援助をおこなうよう努めます。
介護保険サービス等の利用	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活上の援助および介護を要する状態になった場合は、要介護認定を受けたうえ、介護保険のサービスが利用できます。利用者が必要なサービスを受けることができるよう必要な援助をおこないます。

7、利用料

①サービスの提供に 要する費用 (事務費)	<ul style="list-style-type: none"> ・国の基準で定められた、施設運営のための人件費、事務費等にあたる費用です。 ・利用者の前年対象収入によって金額が異なります。 	費用は別表参照
②生活費 (食費)	<ul style="list-style-type: none"> ・食事サービスに係る費用です。 ・食事提供されない場合の取扱いについて、1食単位で食事分の額を利用料(生活費)より控除いたします。ただし、3日前までに申し出があった場合のみとします。 <p>朝食：415円 昼食：510円 夕食：510円</p>	費用は別表参照
③居住に要する費用 (管理費)	<ul style="list-style-type: none"> ・家賃にあたる費用です。 	費用は別表参照
④光熱水費	<ul style="list-style-type: none"> ・居室内で使用される電気・水道料金です。 各居室に個別メーターが設置されています。 	実費
⑤その他	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の希望により、特別なサービスを利用した場合、これに要する費用をお支払いいただきます。 	実費

8、利用料等の請求及び支払方法について

請求方法等	<ul style="list-style-type: none"> ・利用料の請求書は、毎月15日までに請求いたします。
支払い方法等	<ul style="list-style-type: none"> ・毎月20日(休日の場合は翌日)に施設が指定する金融機関(群馬銀行)より口座引き落としとさせていただきます。

9、協力医療機関

医療機関の名称	公立館林厚生病院
所在地	群馬県館林市成島町262-1
電話番号	0276-72-3140

医療機関の名称	川島脳神経外科医院
所在地	群馬県館林市岡野町374
電話番号	0276-75-5511

医療機関の名称	根本歯科・矯正歯科医院
所在地	群馬県館林市高根町1750
電話番号	0276-80-3030

10、緊急時の対応について

利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治の医師への連絡をおこなう等必要な措置を講じるとともに、緊急連絡先へも速やかに連絡します。

11、事故発生時の対応方法について

利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、速やかに都道府県、利用者の家族等に対して連絡をおこなうとともに、必要な措置を講じます。また、当施設が賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかにおこないます。なお、当施設は以下の損害賠償保険に加入しています。

損害賠償責任保険加入先	あいおいニッセイ同和損害保険・社会福祉事業者総合保険
-------------	----------------------------

12、個人情報の取扱いについて

利用者及びその家族に関する秘密の保持について	<ul style="list-style-type: none"> 当施設は、利用者またはその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。 当施設は、サービスを提供するにあたって知り得た利用者または家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。ただし、医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に利用者に関する心身等の情報を提供します。 従業員であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とします。
複写物の交付	<ul style="list-style-type: none"> 利用者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧いただけますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

13、苦情相談窓口

当施設窓口	窓口担当者	(生活相談員)
	解決責任者	(施設長)
	受付時間	月曜日～土曜日 9時00分～17時00分
	電話番号	0276-71-1203
	意見箱	ケアハウスロビーに設置
第三者委員	氏名	電話番号
	氏名	電話番号
	氏名	電話番号

公的機関	館林市役所 介護保険課 TEL0276-47-5133 高齢者支援課 TEL0276-47-5131 〒374-8501 群馬県館林市城町1番1号 受付時間 9:00~17:00 (土・日・祝日は除く)
	福祉サービス運営適正化委員会 TEL027-255-6669 〒371-8525 群馬県前橋市新前橋13-12 群馬県社会福祉総合センター 受付時間 9:00~17:00 (土・日・祝日は除く)
	国民健康保険団体連合会 介護保険推進課 TEL0272-90-1363 〒371-0846 群馬県前橋市元総社町335-8 受付時間 9:00~17:00 (土・日・祝日は除く)

14、非常災害の対策

防災設備	火災・地震・風水害等の非常災害に備えて、消火器・散水栓・スプリンクラー等の消防用設備、非常階段・非常通報装置等の避難設備を備えています。
消防避難訓練	別途定める消防計画に則り、年2回の訓練を実施しています。

15、入退居について

入居	入居日は、あらかじめ施設との間で定められた日、または実際に入居された日とします。
サービスの提供	入居の契約日から契約終了日までとします。
退居	<p>当施設では、契約の終了する期日は特に定めておりません。従って、以下のような事由がない限り継続してご利用いただけますが、仮に以下の事項に該当するに至った場合、当施設との契約は終了し、退居いただくこととなります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の心身の状況から、当施設での生活が困難となった場合 ・利用者が退居を申し出、契約を解除する場合 ・当施設が契約を解除する場合
退居時清算金	<p>利用者の所有物は、全て引き取っていただきます。退居時(契約終了日)から所有物の引き取り完了日までの期間、以下の計算式に基づき、退居時清算金をお支払いいただきます。</p> <p>(事務費+管理費)÷当月日数×引き取り完了日までの日数</p>
原状回復の義務	<p>退居時、居室の原状回復の費用は、各利用者に負担していただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・居室クリーニング(エアコン清掃含む) ・畳、障子等の交換 ・その他、利用者の過失に起因する破損や汚れ

16、当施設ご利用に際しての留意事項

<p>外出・外泊</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・外出または外泊の際は、行き先と帰宅時間等を所定の用紙に記入し、事務所へ届け出てください。
<p>来訪・宿泊</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・来訪者は、玄関に備え付けの面会票に記入してください。 ・来訪者が宿泊される場合には、事前届出の上、施設長の許可となります。
<p>飲酒・喫煙</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・館内外禁煙です。 ・飲酒は、医師からの制限がない限りおおむね自由ですが、周りの方への迷惑がかからないようにお願いします。
<p>禁止事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・けんか、暴言暴行、中傷、騒音等、他人に迷惑をかけること。 ・宗教活動・習慣等により、他人の自由を侵害したり、他人を排撃したりすること。 ・火気を用いること。 ・施設の秩序、風紀を乱し、または安全衛生を害すること。 ・故意または無断で、施設もしくは備品に損害を与え、またはこれらを施設外に持ち出すこと。 ・動物の飼育や持ち込むこと。

令和 年 月 日

上記内容について、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業者 住 所 群馬県館林市岡野町335-1
法人名 社会福祉法人 宝寿会
代表者 理事長 柴崎 貴之 印

管理者 施設長 栗原 幹也 印

説明者 生活相談員 印

私は、本書面に基づき上記重要事項の説明を受け、内容について同意し、交付を受けました。

利用者 住 所
氏 名 印

身元保証人 住 所
氏 名 印

身元保証人 住 所
氏 名 印

別表

R6.7.31迄

[単位：円]

対象収入による階層区分		利用料金			
		サービスの提供 に要する費用 (事務費)	生活費 (食費)	居住に要する 費用 (管理費)	合計
1	1,500,000円以下	10,000	44,510	15,000	69,510
2	1,500,001円～1,600,000円	13,000	44,510	15,000	72,510
3	1,600,001円～1,700,000円	16,000	44,510	15,000	75,510
4	1,700,001円～1,800,000円	19,000	44,510	15,000	78,510
5	1,800,001円～1,900,000円	22,000	44,510	15,000	81,510
6	1,900,001円～2,000,000円	25,000	44,510	15,000	84,510
7	2,000,001円～2,100,000円	30,000	44,510	15,000	89,510
8	2,100,001円～2,200,000円	35,000	44,510	15,000	94,510
9	2,200,001円～2,300,000円	40,000	44,510	15,000	99,510
10	2,300,001円～2,400,000円	45,000	44,510	15,000	104,510
11	2,400,001円～2,500,000円	50,000	44,510	15,000	109,510
12	2,500,001円～2,600,000円	57,000	44,510	15,000	116,510
13	2,600,001円～2,700,000円	64,000	44,510	15,000	123,510
14	2,700,001円～2,800,000円	70,399	44,510	15,000	129,909
15	2,800,001円～2,900,000円	70,399	44,510	15,000	129,909
16	2,900,001円～3,000,000円	70,399	44,510	15,000	129,909
17	3,000,001円～3,100,000円	70,399	44,510	15,000	129,909
18	3,100,001円以上	70,399	44,510	15,000	129,909
11月から3月までの冬期には暖房費として一人月額2,280円を加算します。					

注1 この表における「対象収入」とは、前年の収入（社会通念上収入として認定することが適当でないものを除く。）から、租税、社会保険料、医療費等の必要経費を控除した後の収入をいいます。

注2 本人からの事務費徴収額(月額)は前項表に求めた額とします。

注3 国、県のケアハウス設置運営要領改正に伴い、改訂される場合があります。